

平成30年9月28日

(問い合わせ先)
障害保健福祉課
課長 新谷 徹
外線 076-225-1425
内線 4080

手話言語条例説明動画の作成について

- 1 目的 平成30年4月に施行した「石川県手話言語条例」を聴覚に障害のある方々に広く周知するため、手話言語条例を説明する動画を作成し、石川県ホームページに掲載する。
- 2 内容 手話言語条例の概要及び全文を手話、字幕、音声で説明
- 3 制作 石川県、社会福祉法人石川県聴覚障害者協会
- 4 URL https://youtu.be/-Gn_R49ufkc
※当該URLのQRコードを手話言語条例紹介リーフレットにも掲載
- 5 問い合わせ先
石川県障害保健福祉課
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL: 076-225-1426 FAX: 076-225-1429
社会福祉法人 石川県聴覚障害者協会
〒920-0964 金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館内
TEL: 076-264-8615 FAX: 076-261-3021